

平成 2 1 年 1 0 月

秋田県後期高齢者医療広域連合議会
定例会会議録

平成 2 1 年 1 0 月 2 6 日 開会

平成 2 1 年 1 0 月 2 6 日 閉会

秋田県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第 1 号

平成 2 1 年 1 0 月 2 6 日 (月曜日) 午後 2 時 0 0 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議席の一部変更
- 日程第 4 議席の指定
- 日程第 5 議会運営委員の選任
- 日程第 6 一般質問
- 日程第 7 議案第 7 号 動産を買入れる専決処分について承認を求める件
- 日程第 8 議案第 8 号 秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
- 日程第 9 議案第 9 号 秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する件
- 日程第 1 0 議案第 1 0 号 秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する件
- 日程第 1 1 議案第 1 1 号 平成 2 1 年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) の件
- 日程第 1 2 議案第 1 2 号 平成 2 0 年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 1 3 議案第 1 3 号 平成 2 0 年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 1 4 陳情第 1 号 後期高齢者医療保険証の取り上げを行わず保険料の減免措置を求める陳情書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

3番	永井邦右	5番	長谷部誠
6番	渡邊彦兵衛	7番	鹿兒島巖
8番	佐藤亮一	11番	松田知己
12番	佐々木哲男	14番	藤原幸作
16番	竹内睦夫	17番	佐藤峯夫
18番	武石善治	19番	藤原幸美
20番	阿部栄悦	22番	齋藤紀男
23番	菅原政一	24番	児玉一
25番	児玉裕一		

欠席議員（7名）

2番	小畑元	4番	小野廣
9番	藤原良範	10番	高橋浩人
13番	加賀谷正美	15番	吉岡興
21番	渡部幸男		

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	穂積志	副広域連合長	齋藤正寧
副広域連合長	齊藤滋宣	代表監査委員	柴田暹
事務局長	伊藤智	事務局次長	村上隆志
総務課長	高橋勉	業務課長	畠山靖男
会計管理者	秋山恵子		

議会担当職員出席者

議会書記 小松幸月 議会書記 鈴木幸誠

午後2時11分 開会

議長（竹内睦夫） 本日はご苦労さまです。

本日の出席議員は、17名でございます。よって、定足数に達しておりますので、これより平成21年10月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

新議員の紹介

議長（竹内睦夫） 会議に先立ちまして、ご報告申し上げます。

広域連合規約がことし3月31日に変更されたことに伴い、議員定数は25名となっております。また、議員の選挙方法は、各市町村議会において当該市町村の長及び議員の間から1人を選挙することとなりました。

規約変更後、9市町のそれぞれの議会において広域連合議会議員の選挙が行われております。私から選挙実施月日順にお名前を申し上げますので、自席にてご起立くださるようお願いいたします。

湯沢市議会議長の永井邦右議員、八郎潟町議会議長の小野廣議員、由利本荘市長の長谷部誠議員、五城目町長の渡邊彦兵衛議員、小坂町議会議員の鹿兒島巖議員、能代市議会議長の藤原良範議員、男鹿市長の渡部幸男議員、鹿角市長の児玉一議員、大仙市議会議長の児玉裕一議員。以上9名が広域連合議会議員として新たに当選されました。以後よろしくようお願いいたします。

早速これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長（竹内睦夫） この際、諸般の報告をいたします。報告は朗読を省略し、各議員への配付をもって報告といたします。

また、本日は、代表監査委員の柴田監査委員の出席をいただいておりますので、あわせてご報告いたします。

仮議席の指定

議長（竹内睦夫） この際、議事の進行上、新議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、各議員がただいまご着席の議席を指定いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（竹内睦夫） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、長谷部誠議員、阿部栄悦議員の2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（竹内睦夫） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議席の一部変更

議長（竹内睦夫） 次に、日程第3、議席の一部変更の件を議題といたします。

お諮りいたします。議席の変更については、会議規則第4条第2項の規定により、お手元に配付しております議席表のとおり変更したいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） 異議なしと認めます。したがって、議席表による新議席のとおり変更することに決定いたしました。

議席の移動につきましては、この後の日程第5、議会運営委員の選任終了後に行いますので、よろしく願いいたします。

日程第4 議席の指定

議長（竹内睦夫） 次に、日程第4、議席の指定を行います。

新議員の議席につきましては、会議規則第4条第1項の規定により、永井邦右議員は6番、小野廣議員は20番、長谷部誠議員は8番、渡邊彦兵衛議員は19番、鹿兒島巖議員は14番、藤原良範議員は2番、渡部幸男議員は5番、児玉一議員は7番、児玉裕一議員は10番と指定いたします。

新しく指定された議席（24名 欠員1名）

1番	加賀谷 正 美	2番	藤 原 良 範
4番	小 畑 元	5番	渡 部 幸 男
6番	永 井 邦 右	7番	児 玉 一
8番	長谷部 誠	9番	藤 原 幸 作
10番	児 玉 裕 一	11番	吉 岡 興
12番	竹 内 睦 夫	13番	佐 藤 峯 夫
14番	鹿兒島 巖	15番	武 石 善 治
16番	藤 原 幸 美	17番	佐 藤 亮 一

18番 阿部 栄 悦
20番 小野 廣
22番 高橋 浩 人
24番 菅原 政 一

19番 渡邊 彦兵衛
21番 齋藤 紀 男
23番 松田 知 己
25番 佐々木 哲 男

日程第5 議会運営委員の選任

議長（竹内睦夫） 次に、日程第5、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任につきましては、議会運営委員の任期が3月26日で任期満了となったことから、改選を行うものでございます。

議会運営委員の選任については、委員会条例第6条の規定により、議長が会議に諮って定めることとなっております。

お諮りいたします。議会運営委員には、児玉一議員、松田知己議員、児玉裕一議員、武石善治議員、副議長の齋藤紀男議員及び議長である私、竹内が就任することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） 異議なしと認めます。

この際、議席の移動及び議会運営委員会開催のため、暫時休憩します。

【午後2時18分 休憩 ・ 午後2時32分 開議】

議長（竹内睦夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの議会運営委員会において、委員長に児玉裕一議員、副委員長に武石善治議員が選出されておりますので、報告いたします。

【議会運営委員長（児玉裕一）、議会運営副委員長（武石善治）起立し、一礼】

議長（竹内睦夫） よろしく申し上げます。

日程第6 一般質問

議長（竹内睦夫） 日程第6、一般質問を行います。

これまでに通告者はございません。以上で、一般質問を終わります。

**日程第 7 議案第 7号 動産を買入れる専決処分について承認を求める件から
日程第13 議案第13号 平成20年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者
医療特別会計歳入歳出決算認定の件まで**

議長（竹内睦夫） 次に、日程第7、議案第7号動産を買入れる専決処分について承認を求める件から日程第13、議案第13号平成20年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件まで、以上の各案を一括議題といたします。

次に、それぞれの議案に対する提案理由の説明を求めます。広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

広域連合長（穂積志） 去る5月に佐竹前秋田市長の後を受けまして、広域連合長に就任いたしました秋田市長の穂積志でございます。どうぞよろしくお願いたします。

広域連合議会が開会されるに当たりまして、この場をおかりしまして、一言、就任のごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、ご多用にもかかわらずご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。私といたしましては、初めての広域連合議会を迎えることとなるわけですが、その責任の重大さを痛感しているところでございます。議員の皆様方におかれましては、格段のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、平成21年10月広域連合議会定例会の開会に当たり、今定例会提出の専決処分の承認案、条例案及び補正予算案等について概略を説明申し上げ、ご審議をお願いいたします。

提出案件の説明に入ります前に、後期高齢者医療制度を取り巻く状況について申し上げます。

昨年の4月に後期高齢者医療制度がスタートいたしまして1年半が過ぎたところでございますが、制度施行当初は、制度周知の不足から、名称や保険料の天引き等の問題に批判が集中し、多くの国民に不安と混乱が生じたものの、保険料の軽減対策や納付方法の選択制など、きめ細やかな対応や制度改善により、今日では制度の定着化と安定的な運営がなされているところでございます。

このような状況の中、本年 8 月 30 日に行われました第 45 回衆議院議員総選挙の結果、後期高齢者医療制度廃止を政権公約とした新連立政権が発足し、今後の後期高齢者医療制度そのものの動向が危惧されているところであります。長妻厚生労働大臣は、9 月 17 日の初閣議後の記者会見において、後期高齢者医療制度の廃止を明言、また、10 月 10 日には、廃止時期は平成 24 年度末とし、平成 25 年度から新制度に移行させる方針を固めた旨、報道されております。

この制度を安定的に運営していくことを目的としております広域連合といたしましては、新たな制度に移行する道筋が実現するまでは、現行制度そのものがこの後も引き続き継続していくという認識のもと、これまでと同様に、全力を挙げて事務に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、今定例会には、専決処分について承認を求める件 2 件、条例案 2 件、補正予算案 1 件及び決算認定 2 件の議案を提出いたしております。

まず専決処分について承認を求める件について説明申し上げます。

動産を買入れる専決処分について承認を求める件は、広域連合にある標準システムが保険料軽減等のたび重なる制度改正に伴い、サーバの容量や処理能力不足が生じ、市町村窓口業務に支障を及ぼすことから、サーバの増設が必要になったものであります。

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件は、平成 21 年度の保険料均等割額の 8.5 割軽減措置を講ずるため、平成 21 年 7 月の保険料本算定処理までに所要の規定を整備する必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、専決処分を行ったものであります。

次に、条例案についてご説明申し上げます。

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する件は、平成 21 年度の保険料軽減措置の特例として、被保険者保険料均等割額の 7 割軽減を 8.5 割軽減としたことに伴い、市町村からの保険料負担金の補てん財源として、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金を充てることができることから、基金を処分できる要件を追加するものであります。

秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する件は、引用する統計法の全部改正及び統計報告調整法の廃止に伴い、規定を整備しようとするものであります。

次に、平成 21 年度補正予算案についてご説明申し上げます。

平成 21 年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)の件は、国の経済危機対策等を受け、平成 21 年度保険料均等割額の軽減措置の特例として、被保険者均等割額の 7 割軽減を一律 8.5 割軽減としたことに伴う財源補てんとして交付される国庫支出金などの補正を行うものであります。

特別会計の補正額は、歳入歳出それぞれ9億4,886万9,000円を増額し、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ1,299億686万9,000円となるものであります。

次に、平成20年度決算認定についてご説明申し上げます。

平成20年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件につきましては、歳入決算額4億97万9,413円、歳出決算額3億8,566万4,050円、実質収支額は1,531万5,363円の剰余を得ているものであります。

平成20年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者特別会計歳入歳出決算認定の件につきましては、歳入決算額1,145億9,779万5,624円、歳出決算額1,109億7,214万5,952円、実質収支額は36億2,564万9,672円の剰余を得ているものであります。

以上、提出案件の概略をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（竹内睦夫） これより議案の概要説明を求め、その後、質疑を行います。

まず、議案第7号及び議案第8号の概要説明を求めます。事務局長。

【伊藤智事務局長 登壇】

事務局長（伊藤智） 議案第7号及び議案第8号について、一括してご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。議案第7号動産を買入れる専決処分について承認を求める件についてであります。

この条例は、広域連合の電算処理システムである標準システムが、保険料軽減等のたび重なる制度改正に伴い、サーバの容量や処理能力不足が生じ、市町村の窓口業務に支障を及ぼすことが懸念されることから、サーバの増設が必要になったものです。この機器購入については2,000万円以上の動産の買い入れであることから、秋田県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により秋田県後期高齢者医療広域連合議会の議決を要するものでありますが、平成21年7月の後期高齢者医療保険料算定処理のため、5月上旬までに購入する必要があり、緊急を要することから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成21年4月27日付で専決処分をしたものです。

買い入れ動産の品名、買い入れ相手方、買い入れ金額、納入場所は3ページに記載のとおりです。

引き続きまして、5ページをお開きください。議案第8号秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件につい

てであります。

この条例は、平成21年4月10日に政府・与党において取りまとめられた経済危機対策等を受け、平成21年度の保険料について、均等割額7割軽減を一律8.5割軽減とすることになり、所要の規定を整備するため条例の関係部分を改正するものです。

専決処分の理由については、平成21年7月に実施した保険料本算定処理において8.5割軽減措置を講ずるため、所要の規定を整備する必要があり、緊急を要することから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成21年6月30日付で専決処分したものです。

9ページをお開きください。それでは、改正内容について、条例の条項に沿ってご説明いたします。

最初に、附則第3条、並びに第10条の改正につきましては、このたびの条例改正に伴い、条文の整備を行うものであります。

附則第10条につきましては、平成21年度において均等割が7割軽減となる被保険者について、一律に8.5割の軽減をする規定を追加しようとするものです。

なお、この条例の施行期日については、平成21年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（竹内睦夫） 説明が終わりました。

これより議案第7号及び議案第8号に対する質疑を行います。

これまでに質疑の通告はございません。これをもって、議案第7号及び議案第8号に対する質疑を終了いたします。

続きまして、議案第9号及び議案第10号の概要説明を求めます。事務局長。

【伊藤智事務局長 登壇】

事務局長（伊藤智） 議案第9号及び議案第10号について、一括して説明申し上げます。

議案書の11ページをお開きください。議案第9号秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する件についてであります。

この条例は、先ほどご説明いたしました議案第8号の平成21年度の保険料軽減措置の特例として、被保険者保険料均等割額の7割軽減を8.5割軽減としたことに伴う市町村からの保険料負担金の補てん財源として、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金を充てることができることとされたことから、基金の処分ができる要件を追加する改正であります。

13ページをお開きください。このたびの改正は、基金を処分できる要件の中に、平成

21年度の保険料追加軽減にかかる財源措置の事項を加えるものです。

引き続きまして、15ページをお開きください。議案第10号秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する件についてであります。

本年4月1日に、公的統計の体系かつ効率的な整備及び有用性の確保のため、統計法が全面改正されております。これに関連して、統計法の条文を引用している当広域連合の個人情報保護条例について所要の改正を行おうとするものです。

なお、改正により条例の適用が除外される個人情報の範囲は変わらないものであります。以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（竹内睦夫） 説明が終わりました。

これより議案第9号及び議案第10号に対する質疑を行います。

これまでに質疑の通告はございません。よって、これをもって、議案第9号及び議案第10号に対する質疑を終了いたします。

続きまして、議案第11号の概要説明を求めます。事務局長。

【伊藤智事務局長 登壇】

事務局長（伊藤智） 議案第11号について説明申し上げます。

議案書の19ページをお開きください。議案第11号平成21年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件についてであります。

第1条第1項は、歳入歳出予算の補正で、既定の歳入歳出予算の総額に9億4,886万9,000円増額し、予算の総額を1,299億686万9,000円とするものです。

補正予算の内容ですが、23ページの後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

初めに、26、27ページをお開きください。歳入であります。1款市町村支出金の補正額は8億6,273万8,000円の減額であります。その内訳であります。先ほど来ご説明いたしておりますが、21年度の保険料軽減対策に対して、国から財源補てんなされることにより、1目1節保険料等負担金から、軽減に要する1億9,527万6,000円を減額、2目1節療養給付費負担金現年度分を平成20年度負担金精算により6億6,746万2,000円減額するものです。

2款国庫支出金の補正額は2億4万5,000円の増額で、その内訳であります。1目2節の特別調整交付金を新たに支給する高額療養費特別支給金及び支給事務に要する経費に対する補助率100%の476万9,000円増額、4目1節の高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を保険料軽減対策に要する国からの財源補てん分として1億9,527万6,000円を増額するものです。

5款支払基金交付金の補正額は、1目1節の後期高齢者交付金現年度分を平成20年度

交付金精算により6億960万9,000円減額するものであります。

7款繰入金の補正額は、保険料軽減対策に対する国庫補助金と同額の1億9,527万6,000円を増額するものです。

8款繰越金は、前年度からの繰越金として20億2,589万5,000円増額するものです。

続きまして、28ページ、29ページをお開きください。歳出であります。1款総務費の補正額は1億9,654万6,000円の増額で、その内訳であります。高額療養特別支給に要する業務委託料及び郵送料等の126万9,000円の増額、保険料軽減対策補てん分である高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の1億9,527万7,000円を臨時特例基金に積み立てるため増額するものです。

2款1項1目の療養給付費負担金は、前年度繰越金充当による財源の振替であります。

7款諸支出金の補正額は7億5,232万3,000円の増額で、その内訳は、平成20年度医療給付費等負担金の実績に伴う返還金、国庫・県費合わせて7億4,663万7,000円、同じく後期高齢者医療制度事業費補助金の実績に伴う返還金218万6,000円を合計して7億4,882万3,000円、それに高額療養費特別支給金に係る支給金350万円、それぞれ増額するものであります。

歳入歳出とも合計で9億4,886万9,000円を増額補正するものであります。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（竹内睦夫） 説明が終わりました。

これより議案第11号に対する質疑を行います。

これまでに質疑の通告はございません。これをもちまして、議案第11号に対する質疑を終わります。

続きまして、議案第12号及び議案第13号の概要説明を求めます。事務局長。

【伊藤智事務局長 登壇】

事務局長（伊藤智） 議案第12号についてご説明申し上げます。

議案書の31ページをお開きください。

議案第12号平成20年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件についてであります。

本件につきましては、地方自治法第233条の規定に基づき議会の認定をいただくため提案するものです。

決算の内容についてご説明申し上げます。議案書とは別にお配りしております平成20年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算書の1ページと2ページをあわせてごらんください。

平成20年度秋田県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算総括表であります。一般会計につきましては、予算現額4億82万9,000円に対しまして、歳入決算額は4億97万9,413円、歳出決算額は3億8,566万4,050円で、歳入歳出差引残額は1,531万5,363円です。

次に、一般会計の主な内容につきましてご説明申し上げますので、11ページと12ページの平成20年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出事項別明細書をご覧ください。

1款分担金及び負担金の収入済額であります。3億7,632万8,000円で、これは県内25市町村からの事務費負担金でございます。

2款繰越金の収入済額は、2,273万1,907円で、これは平成19年度からの繰越金でございます。

3款諸収入の収入済額は93万3,162円で、これは預金利子等の収入となっております。

4款国庫支出金の収入済額は4万円で、医療費適正化補助金でございます。

13ページと14ページをあわせてご覧ください。5款財産収入の収入済額は94万6,344円で、これは後期高齢者医療制度臨時特例基金の運用益となっております。

次に、歳出でございますが、15ページと16ページをあわせてご覧ください。

1款議会費の支出済額は74万8,670円で、その主なものは、議員報酬並びに費用弁償となっております。

2款総務費の支出済額は1億7,455万4,599円で、秋田県後期高齢者医療広域連合の運営費と、17、18ページ、19、20ページに記載しております選挙管理委員会及び監査委員の運営費となっております。

次に、19ページと20ページをあわせてご覧ください。3款民生費の支出済額は2億1,036万781円で、特別会計への繰出金となっております。

4款予備費につきましては、執行はございませんでした。

引き続きまして、議案第13号についてご説明申し上げます。

議案書の33ページをお開きください。

議案第13号平成20年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件についてであります。本件につきましては、地方自治法第233条の規定に基づき議会の認定をいただくため提案するものです。

決算の内容についてご説明申し上げます。

再度、平成20年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算書の1ページと2ページをあわせてご覧ください。

平成20年度秋田県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算総括表であります。後期高齢者医療特別会計につきましては、予算現額1,154億64万9,000円に対しまして、歳入決算額は1,145億9,779万5,624円、歳出決算額は1,109億7,214万5,952円で、歳入歳出差引残額は36億2,564万9,672円です。

次に、特別会計の主な内容につきましてご説明申し上げますので、21ページと22ページの平成20年度秋田県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出事項別明細書をご覧ください。

初めに、歳入でございます。

1款市町村支出金の収入済額は184億911万6,156円で、これは県内25市町村の保険料納付金や療養給付費負担金です。

2款国庫支出金の収入済額は、409億400万5,962円で、1項国庫負担金としては、療養給付費負担金と、1件当たり80万円を超える高額医療費の負担金、2項国庫補助金としては、調整交付金と後期高齢者医療制度事業費補助金でございます。

補助金の内訳でございますが、平成20年度の保険料軽減に係る財源補てんなどの高齢者医療制度円滑運営事業費補助金、被用者保険の被扶養者に係る保険料軽減に係る財源補てんなどの高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金、75歳以上の方の健診事業や1件当たり400万円を超える高額医療費にかかる支援などの後期高齢者医療制度事業費補助金でございます。

23ページと24ページをあわせてご覧ください。3款県支出金の収入済額は90億8,499万861円で、これは国庫負担金と同様、療養給付費負担金と高額療養費負担金となっております。

4款支払基金交付金の収入済額は454億9,161万2,000円で、これは社会保険診療報酬支払基金が国民健康保険や被用者保険などの保険者から徴収する現役世代からの支援金でございます。

5款特別高額医療費共同事業交付金の収入済額は738万5,881円で、これは、指定法人であります国民健康保険中央会が、全国の広域連合の拠出金を財源として、1件当たり400万円を超える高額医療費を対象に交付するものでございます。

6款繰入金の収入済額は6億4,937万2,880円で、これは、一般会計と臨時特例基金からの繰入金となっております。

7款県財政安定化基金借入金につきましては、借り入れを行わなかったことにより、収入はございませんでした。

25ページと26ページをあわせてご覧ください。8款諸収入の収入済額は5,131万1,884円で、これは主に預金利子と第三者納付金となっております。

次に、歳出でございますが、27ページと28ページをあわせてごらんください。

1款総務費の支出済額は14億6,701万1,656円で、主な内容は、給付業務委託や電算処理システムにかかる経費及び、次の30ページにあります高齢者医療制度臨時特例基金への積立金となっております。

2款保険給付費の支出済額は1,093億3,433万3,904円で、そのうち療養給付費が大半を占めておりまして、このほか審査支払手数料、葬祭費がここに含まれております。

31ページと32ページをあわせてごらんください。

3款県財政安定化基金拠出金の支出済額は6,286万1,074円です。

4款特別高額医療費共同事業拠出金の支出済額は760万9,134円でございます。これは、1件400万円を超える特別高額医療費に係る保険料負担を軽減するため、全国の広域連合の共同事業として、指定法人である国民健康保険中央会に拠出したものでございます。

5款保健事業費の支出済額は1億33万184円で、これは市町村が被保険者を対象に行った検診事業に対して交付した補助金でございます。

6款公債費、7款諸支出金、8款予備費は執行はございませんでした。

以上、一般会計並びに特別会計の決算の概要をご説明申し上げましたが、別にお配りいたしております平成20年度主要な施策の成果説明書のとおり、多くの成果を上げることができたものと考えております。

また、一般会計並びに特別会計の決算につきましては、監査委員の審査に付し、その意見書が提出されております。監査委員の審査意見につきましては、これを十分に尊重いたしまして、今後とも効率的かつ安定的な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（竹内睦夫） 次に、柴田代表監査委員から決算審査の結果について報告を求めます。柴田代表監査委員。

【柴田暹代表監査委員 登壇】

代表監査委員（柴田暹） 本年度4月から桂田監査委員にかわりまして、監査委員に選任された柴田であります。よろしくようお願い申し上げます。

それでは、平成20年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算につきまして、別添の決算審査意見書に基づき、審査結果の概要を報告いたします。

地方自治法第292条において準用する同法第233条第2項の規定により、秋田県後期高齢者医療広域連合長から審査に付されました平成20年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に

準拠して作成されており、その各計数は、関係諸帳簿及び証書類と符合し、正確であることと認められました。

また、歳入歳出予算の執行、会計経理事務の処理及び財産管理の状況につきまして、適正に処理されているものと認められました。

今後とも、被保険者の方々が安心して医療を受けることができるよう適正な制度運営に努めるとともに、財務事務の厳正な執行に万全を期するよう要望するものでございます。

なお、詳細につきましては、お手元に配付してございます歳入歳出決算審査意見書をご参照いただきたいと思います。

以上で決算審査に係る意見の報告といたします。

議長（竹内陸夫） これで報告が終わりました。

これより議案第12号及び議案第13号に対する質疑を行います。議案第13号に対して14番鹿兒島巖議員から通告がありましたので、質疑を許します。鹿兒島巖議員。

14番（鹿兒島巖） まず、議案第13号につきまして、質疑の通告を行わせていただいたわけではありますが、これに先立つ全員協議会において、私が提示をいたしました幾つかの部分、3点通告をしたうちの2点につきましては、事前の全員協議会でほぼご説明をいただきましたので、理解をさせていただきました。

ただ、しかし、関連をして申し上げれば、例えばこういった議案の送付等が、非常に会議が行われる直近に行われている。例えば、今回につきましては、私の手元に議案が着きましたのは、10月19日付の文書が20日でございました。そして、23日の正午までに質疑の通告をしてほしいということでありました。秋田県は結構広いところであります、私の小坂町が一番北のほうでございます。これだけの資料に目を通して、そして質問、整理をすると。私の能力の至らないせいもあるかもしれませんが、なかなかきついことでもあります。まして、ここにいらっしゃる議員の皆さんそれぞれ大変なお役目を持っていらっしゃるのです、十分、送付された議案、資料等に目を通した上で質問通告というのは、なかなかこれは難しいという点で、まず前段、こういった点についての改善ができればということ、まず要望を申し上げておきたいと思うわけであります。

さて、質疑でありますけれども、いわゆる高齢者医療審査会に対する不服申し立て申請が出された件についての扱いの問題であります。私などは、新聞報道でしか知る由もなかったわけではありますが、これによりますと、例えば「昨年11月に保険料の減免を求める審査請求をし、本年7月に審査請求者の意見陳述があったが、審査請求をしてから1年近くも裁定されていない」という記事が出ているわけであります。また、関連して、審査会事務局の県長寿社会課は、「審査会委員と意見陳述者双方の日程調整が難しいほか」云々という記事、また、「審査会は昨年4月発足以降、初会合が昨年12月、その後はことし

の7月に2回開かれたのみ」という報道。この辺しか情報はないわけでありませう。全協では、その後1回開かれていますから、これまで3回開かれていますようでありませうけれども、いずれにしましても、こういう報道をされますと、後期高齢者医療制度、あるいはこの広域議会に対する県民の信頼感を失うのではないかという疑念を持っているわけでありませう。

そこで、後期高齢者広域連合として独自に審査会を持っているのではなくて、県の主管課にお願いして審査をするということでありませうけれども、こういった県民の不信を招くようなことのような形でのきちとした対応が必要ではないかと。これまでの経過とこれからの対策について、この不服審査請求にかかわる問題についての見解をお伺いしたいということでありませう。

議長（竹内睦夫） 答弁、広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

広域連合長（穂積志） 鹿兒島議員の御質問にお答え申し上げます。

保険料徴収や減免決定といった行政処分に対する不服があった場合には、後期高齢者医療審査会に審査請求することになっております。審査会は、審査請求の審理、採決を行う第三者機関として秋田県に設置されており、その運営実態につきましては、審査請求人側からの改善の要請が出されたと、先ごろ新聞報道にあったところで、私としても承知しております。

当広域連合といたしましては、審査会事務局より示された期限内に弁明書を提出しているところでありませうけれども、審査会の開催数や開催時期について、迅速な対応が図られるよう要請してまいりたいと思っております。

以上であります。

議長（竹内睦夫） 鹿兒島議員。

14番（鹿兒島巖） 答弁ありがとうございます。

いずれにいたしましても、こういった審査請求につきましては、今後とも当然出てくる可能性があるわけでありませう。そういった点で、できれば具体的な、不服審査に対する処理案件 — 案件を処理する標準期間等も明確にした上で、これは行政不服審査法、あるいは県の関連する条例の中でも、こういった標準処理期間等の設定を示唆している点があるわけでありませうので、ぜひとも、やはり県民としてみれば、自分が出した申請がどのぐらいの期間がたてば採決が出るのかということについての見通しを持ちたいわけでありませうので、そういう期間等の問題を含めて検討をお願いできればと思うわけでありませうが、いかがでしょうか。

議長（竹内睦夫） 答弁、事務局長。

事務局長（伊藤智） 事務処理日数につきましては、当然法律、条例等で定められるべきものでありますが、県の審査会の処理日数については、私、現在のところはちょっとつかんでおりませんが、今回、県に対する要請に合わせまして、この点につきましても、県のほうに処理日数の確認、さらに処理日数を早くするようにお願いしたいと思っております。

以上でございます。

議長（竹内睦夫） ほかに質疑の通告はございません。よって、議案第12号、議案第13号に対する質疑を終わります。

これより、順次、討論、採決を行います。まず、議案第7号動産を買入れる専決処分について承認を求める件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） 討論なしと認め、これをもって、本案に対する討論を終わります。

これより、採決いたします。採決の方法は簡易採決で行います。

議案第7号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、議案第8号秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） 討論なしと認めます。これをもって、本案に対する討論を終わります。

これより、採決いたします。採決の方法は簡易採決で行います。

議案第8号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、議案第9号秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） 討論なしと認めます。これをもって、本案に対する討論を終わります。

これより、採決いたします。この議案も採決の方法は簡易採決で行います。

議案第9号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） 討論なしと認め、これをもって、本案に対する討論を終わります。

これより、採決いたします。この採決の方法は簡易採決で行います。

議案第10号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号平成21年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） 討論なしと認め、これをもって、本案に対する討論を終わります。

これより、採決いたします。この採決の方法も簡易採決で行います。

議案第11号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号平成20年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） 討論なしと認め、これをもって、本案に対する討論を終わります。

これより、採決いたします。採決の方法は簡易採決で行います。

議案第 12 号は、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、議案第 13 号平成 20 年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） 討論なしと認めます。これをもって、本案に対する討論を終わります。

これより、採決いたします。採決の方法は簡易採決で行います。

議案第 13 号は、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第 14 陳情第 1 号 後期高齢者医療保険証の取り上げを行わず保険料の減免措置を求める陳情書

議長（竹内睦夫） 日程第 14、陳情第 1 号後期高齢者医療保険証の取り上げを行わず保険料の減免措置を求める陳情書を議題といたします。

陳情第 1 号は、会議規則第 132 条の規定により、議会運営委員会に付託します。

この際、議会運営委員会において、陳情第 1 号審査のため、暫時休憩いたします。

〔午後 3 時 26 分 休 憩 ・ 午後 3 時 42 分 開 議〕

議長（竹内睦夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長。

【児玉裕一議会運営委員長 登壇】

議会運営委員長（児玉裕一） それでは、私のほうから、ただいまの結果について報告いたします。

本委員会の審査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定しましたので、会議規則第134条の規定により報告します。

陳情第1号を継続審査とする理由につきましては、制度改善等により、陳情に係る事項につきましては、実施されてきていること及び新政権による制度の見直しの動向を考慮し、継続審査を申し出るものであります。

以上で報告を終わります。

議長（竹内睦夫） これで議会運営委員長の報告を終わります。

これより、本陳情に対する討論を行います。

初めに、反対討論の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） 次に、賛成討論の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） 討論なしと認めます。これをもって本件に対する討論を終わります。

これより、採決いたします。この陳情は、委員長報告のとおり、継続審査とすることにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） 異議なしと認めます。したがって、本陳情は継続審査と決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された事件はすべて終了いたしました。

広域連合長のあいさつ

議長（竹内睦夫） この際、広域連合長から発言の申し出がありますので、発言を許します。広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

広域連合長（穂積志） 閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

今定例会に提出しました専決処分の承認案、条例案、補正予算案及び決算認定案について、いずれも適切にご決定をいただき、ありがとうございました。

当広域連合では、審議の過程で出されました要望事項への対応も含め、引き続き後期高齢者医療制度の円滑な運営に全力を尽くす所存でありますので、議員各位のなお一層のご協力をお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。

閉 会

議長（竹内睦夫） この際、お諮りいたします。会議規則第43条の規定により、本定例会で議決されました議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これをもちまして、平成21年10月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後3時46分 閉会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第123条第2項の規定により署名する。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議長 竹 内 睦 夫

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員 長谷部 誠

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員 阿 部 栄 悦

